

# 国際大学学則

制定	昭和57年	4月	1日
改正	昭和60年	11月	1日
改正	昭和63年	4月	1日
改正	昭和63年	6月	1日
改正	平成元年	9月	1日
改正	平成2年	4月	1日
改正	平成3年	4月	1日
改正	平成3年	9月	1日
改正	平成4年	3月	1日
改正	平成4年	9月	1日
改正	平成5年	9月	1日
改正	平成6年	7月	1日
改正	平成7年	9月	1日
改正	平成8年	4月	1日
改正	平成8年	9月	1日
改正	平成9年	4月	1日
改正	平成10年	9月	1日
改正	平成11年	1月	1日
改正	平成12年	1月	1日
改正	平成12年	11月	1日
改正	平成13年	9月	1日
改正	平成14年	9月	1日
改正	平成15年	9月	1日
改正	平成16年	3月	1日
改正	平成17年	9月	1日
改正	平成19年	4月	1日
改正	平成20年	9月	1日
改正	平成21年	9月	1日
改正	平成22年	9月	1日
改正	平成23年	4月	1日
改正	平成24年	4月	1日
改正	平成24年	5月	1日
改正	平成25年	4月	1日
改正	平成25年	9月	1日
改正	2014年	4月	1日
改正	2015年	4月	1日
改正	2015年	9月	1日
改正	2016年	4月	1日
改正	2016年	9月	1日
改正	2017年	4月	1日
改正	2017年	9月	1日
改正	2018年	4月	1日

改正 2018年 9 月 1 日  
改正 2019年 4 月 1 日  
改正 2019年 9 月 1 日  
改正 2020年 4 月 1 日  
改正 2020年 9 月 1 日  
改正 2021年 4 月 1 日  
改正 2021年 9 月 1 日  
改正 2022年 9 月 1 日  
改正 2023年 9 月 1 日  
改正 2024年 9 月 1 日  
改正 2025年 9 月 1 日

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 国際大学（以下「本学」という。）は、国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする。

### (目的達成の点検と評価)

第1条の2 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検、評価及び結果の公表の方法並びに組織については、別に定める。

### (教育情報の公表)

第1条の3 本学は、教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

### (大学院)

第2条 本学に大学院を置く。

### (教育研究上の目的)

第2条の2 本大学院は、研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定める。

2 前項の目的の内容については別に定める。

### (課程)

第3条 大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 2 博士課程は、これを前期2年、後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取り扱うものとする。
- 3 前項の前期2年の課程は、「修士課程」といい、後期3年の課程は、「博士後期課程」という。
- 4 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を培うことを目的とする。

(研究科)

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

- 国際関係学研究科
- 国際経営学研究科

(専攻及び課程)

第5条 各研究科に、次の専攻及び課程を置く。

研究科の名称	専攻の名称	課程
国際関係学研究科	国際関係学専攻	修士課程
		博士後期課程
国際経営学研究科	国際経営学専攻	修士課程

(修士課程の修業年限及び在学期間)

第6条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 ただし、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修課程に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を3年とすることができる。
- 4 在学期間は、4年を超えることはできない。

(博士後期課程の修業年限及び在学期間)

第6条の2 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 2 在学期間は、6年を超えることはできない。

(入学定員及び収容定員)

第7条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科の名称	専攻の名称	課程	入学定員	収容定員
国際関係学研究科	国際関係学専攻	修士課程	110名	220名
		博士後期課程	5名	15名
国際経営学研究科	国際経営学専攻	修士課程	75名	150名

(言語教育研究センター)

第8条 本学に言語教育研究センターを置く。

2 言語教育研究センターに関する規程は、別に定める。

(松下図書・情報センター)

第8条の2 本学に松下図書・情報センターを置く。

2 松下図書・情報センターに関する規程は、別に定める。

(研究所)

第9条 本学に次の研究所を置く。

国際大学研究所

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

2 国際大学研究所及び国際大学グローバル・コミュニケーション・センターに関する規程は、別に定める。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第10条 学年は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終る。

(学 期)

第11条 学年を分けて、次の3学期とする。

秋学期 9月1日より12月31日まで

冬学期 1月1日より3月31日まで

春学期 4月1日より8月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- (2) 日曜日
  - (3) 本学創立記念日 5月14日
  - (4) 春季休業 3月25日より4月5日まで
  - (5) 夏季休業 7月1日より9月15日まで
  - (6) 冬季休業 12月15日より翌年1月5日まで
  - (7) 臨時休業 学長がその都度定める。
- 2 教員は、休業日であっても授業・試験を行うことができる。
- 3 学長は、必要のある場合には、前第一項の春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間を変更し、学年暦において定めることができる。

### 第3章 入学、休学、退学及び除籍

#### (修士課程の入学資格)

第13条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

#### (博士後期課程の入学資格)

第13条の2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、原則として毎学年の始めとする。ただし、事情により各学期の始めに入学させることができる。

(入学者の選考)

第15条 大学院に入学を志望する者に対しては、入学試験を行い選考する。

(再入学)

第16条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志望する者があるときは、選考のうえ、再入学を許可することがある。

2 再入学に関する細則は、別に定める。

(転入学)

第17条 国内外の他の大学院から転入学を志望する者があるときは、選考のうえ、転入学を許可することがある。

2 転入学に関する細則は、別に定める。

(入学願書)

第18条 大学院に入学を志望する者は、所定の入学願書に、学生募集要項に定める必要書類ならびに別に定める検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の方法及び入学許可)

第19条 第15条に規定する入学試験に合格し、入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに別に定める納付金を納入し、所定の保証書その他の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し入学を許可する。

(納付金の不還付)

第20条 一旦納入した検定料、入学金その他の納付金は還付しない。

(転研究科)

第21条 転研究科を志望する者があるときは、転研究科を許可することがある。

2 転研究科に関する細則は、別に定める。

(休学)

第22条 病気その他の事由により、修学することができない者は、事由を具して学長に願  
い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学の事由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の命令)

第23条 病気その他の事由により、修学することが不相当と認められる者に対しては、学  
長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第24条 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。ただし、授業料納付後に休学しその期間が1学期  
間に満たない短期のものであった場合、参入を認めることがある。

(復学)

第25条 休学期間満了の場合又は休学期間内に休学の事由が消滅した場合は、学長に復  
学願を提出し、その許可を得て復学することができる。

2 前項の願い出の際、休学の事由が病気による場合には、医師の診断書を添付しなければ  
ならない。

3 第1項の復学は、原則として学期の始めとする。

(退学)

第26条 病気その他の事由によって、退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の  
許可を受けなければならない。

(除籍)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第6条第2項または第6条の2第2項に定める在学年限を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (3) 所定の登録手続を行わず、また休学、退学の手続きを怠った者
- (4) 授業料、寮費等諸料金の納付を怠り、督促を受けても30日以上納付しない者
- (5) 第24条に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (6) 死亡の届出のあった者

## 第4章 教育課程

(修士課程の履修課程)

第28条 国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程の履修課程を次の4つのプログラムに分ける。

- 国際関係学プログラム
- 国際開発学プログラム
- 公共経営・政策分析プログラム
- 日本・グローバル開発学プログラム
- 国際公共政策プログラム

2 国際経営学研究科の履修課程は、次の5つのプログラムに分ける。

- MBAプログラム
- MBA1年制プログラム
- 日本・グローバル開発学プログラム
- デジタルトランスフォーメーションプログラム
- 国際社会起業家プログラム

3 国際公共政策プログラム、MBA1年制プログラム、デジタルトランスフォーメーションプログラム、国際社会起業家プログラムの標準修業年限は、学則第6条第2項に基づき、1年以上2年未満とする。

4 ただし、国際社会起業家プログラムについては、学則第6条第3項に基づき、教育計画に応じて標準修業年限を3年とすることがある。

(博士後期課程の履修課程)

第28条の2 国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程の履修課程を次の3つのクラスターに分ける。

- 経済学クラスター
- 公共経営学クラスター

## 国際関係学クラスター

### (教育方法)

第28条の3 大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

2 前項の授業は、講義、演習若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 大学院は、第1項の授業又は研究指導を、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができるものとする。

4 大学院は、第1項の授業又は研究指導を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

5 大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

6 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条の4 本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### (授業科目及び単位数)

第29条 各研究科の授業科目及び単位数を付表のとおり定める。

### (単位の計算方法)

第30条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、原則として前号の計算方法に準ずるものとする。

(3) 前2号によらない特別の場合については、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の定めるところによる。

### (授業期間)

第31条 年間の授業を行う期間は、定期試験等の日数を含め、原則として35週を下まわらないものとする。

## 第5章 課程修了の要件

### (修士課程修了の要件)

第32条 修士課程修了の要件は、修士課程に標準修業年限以上在学し、第29条に定める授業科目を合計40単位以上修得し、一定の成績を修め、指導教員の研究指導を受けたうえで、学位論文を提出し、かつその審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間に関し、1年以上の在学にて、修業年限を満たしたものと認める場合がある。

2 前項の規定にかかわらず、当該研究科の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「研究レポート」という。）の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次のプログラムの修了に必要な合計単位数はそれぞれ以下のとおりとする。

国際公共政策プログラム 32単位

MBA1年制プログラム 32単位

デジタルトランスフォーメーションプログラム 32単位

国際社会起業家プログラム 34単位

### (博士後期課程修了の要件)

第32条の2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第29条に定める授業科目を合計15単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

### (履修課程の選択)

第33条 学生は、第28条第1項及び第2項それぞれに示されたプログラムのうちいずれかを履修課程として選択しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、第28条の2に示されたクラスターのうちいずれかを履修課程として選択しなければならない。

### (授業科目の履修区分と取得単位数)

第34条 本大学院の授業科目は、履修上次のとおり区分する。

- a 指定必修科目
- b 選択必修科目
- c 自由選択科目

2 前項の履修区分ごとの最低取得単位数及び履修方法については、各研究科において別に定める。

(授業科目の登録及び履修)

第35条 学生は、毎学期の始めに、履修する授業科目を登録しなければならない。

(研究指導)

第36条 学生は、授業科目の履修、研究題目の決定、学位論文の作成等について、研究指導にあたる教員の指導を受けるものとする。

(単位取得の認定)

第37条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に対しては、所定の単位を与える。

(成績評価)

第38条 前条の試験の評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 成績評価に関する細則は、別に定める。

(再試験、追試験)

第39条 再試験、追試験等については、別に定める。

第40条 削除

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第44条 削除

## 第6章 学位の授与

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者には、学位を授与する。

(学位)

第46条 本学が授与する学位の種類は、次のとおりとする。

研究科の名称	専攻の名称	課程	学位 (学位に付記する専攻分野の名称)
--------	-------	----	---------------------

国際関係学研究科	国際関係学専攻	修士課程	修士（国際関係学）または 修士（国際開発学）または 修士（公共経営学）または 修士（経済学） 修士（政治学）または 修士（公共政策学）または 修士（国際公共政策）
		博士後期課程	博士（経済学） または 博士（公共経営学）または 博士（国際関係学）
国際経営学研究科	国際経営学専攻	修士課程	修士（経営学） または 修士（デジタル経営学）または 修士（社会起業経営学）

（学位規程）

第46条の2 この学則に定めるもののほか、学位及びその授与に関し必要な事項は、本学学位規程に定める。

## 第7章 他の大学院等における修得単位の認定

（他の大学院等における修学）

第47条 学生が他の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「他の大学院等」という。）において修学することが教育上有益であると本大学院において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院等と協議のうえ、学生が当該他の大学院等において修学することを認めることができる。

（留 学）

第48条 学生が外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）において修学することが教育上有益であると本大学院において認めるときは、あらかじめ当該外国の大学院等と協議のうえ、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない事情により、当該外国の大学院等とあらかじめ協議することが困難な場合には、留学を認めた後に協議することができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

(単位の互換)

第49条 第47条、第48条の規定により履修した授業科目の修得単位については、本大学院において修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数の限度は、修了に必要な単位のうち10単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第50条 学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）は、教育上有益と認められる場合、各研究科の定めるところにより、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

## 第8章 研究生、科目等履修生及び特別聴講生

(研究生)

第51条 本大学院において、特定の専門事項について研究指導を受けることを志望する者があるときは、研究科の教育研究に支障がない限り、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として在学できる期間は1年以内とする。ただし、引続き研究を希望する場合には、期間の更新を許可することがある。

3 研究生に関する規程は、別に定める。

(委託研究生)

第52条 国又は公共機関その他から委託研究生として入学の申出があったときは、研究科の教育研究に支障がない限り、委託研究生として入学を許可することがある。

2 委託研究生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本大学院において、所定の授業科目のうち、1科目ないし数科目を選んでこれを履修し、単位の取得を志望する者があるときは、研究科の教育研究に支障がない限り、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第54条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該大学院等と協議して定めるところにより、特別聴講生として入学を許可することがある。

2 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

(証明書等の発行)

第55条 研究生、科目等履修生及び特別聴講生等が、本大学院において研究又は単位を修得したことの証明等の発行を希望した場合には、所定の手続きにより証明書等を発行することができる。

(準用)

第56条 研究生、科目等履修生及び特別聴講生等については、別段の定めがあるもののほか、本大学院学生に関する規定を準用する。

## 第9章 国費外国人留学生

(国費外国人留学生)

第57条 外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、日本国の奨学金を得て大学院に入学を志望する者があるときは、国費外国人留学生として入学を許可することがある。

2 国費外国人留学生に対しては、別段の定めがあるもののほか、本大学院学生に関する規定を適用する。

## 第10章 検定料、入学金、授業料その他

(検定料、入学金、授業料その他の納付金)

第58条 検定料、入学金、授業料その他の納付金に関する規程は、別に定める。

## 第11章 学寮

(学寮)

第59条 本学に学寮を置く。

2 学寮に関する規程は、別に定める。

## 第12章 賞 罰

(表 彰)

第60条 人物、成績ともに優秀な学生、又は特に顕彰に値する行為のあった学生に対しては、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第61条 学生が学則に違反し、もしくは著しく学生の本分にもとる行為を犯したときは、これを懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する手続きは、別に定める。

## 第13章 奨学金制度

(奨学金制度)

第62条 人物、成績ともに優秀で、かつ経済的理由によって修学困難な学生に対しては、授業料免除あるいは長期貸付金その他の奨学金制度を設ける。

2 奨学金制度に関する規程は、別に定める。

## 第14章 教職員組織

(教職員の種類)

第63条 本学に次の教職員を置く。

学長、副学長、国際関係学研究科研究科長及び国際経営学研究科研究科長(以下「研究科長」という。)、言語教育研究センター長、松下図書・情報センター長、国際大学研究所

長、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター所長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員

- 2 前項のほか、研究科に副研究科長、言語教育研究センターに言語教育研究センター副センター長、国際大学研究所に国際大学研究所副所長を置くことができる。
- 3 前2項の教職員のほか、特任教授、特任准教授、特別教授、特別招聘教授、客員教授、非常勤講師を置くことができる。特任教授、特任准教授、特別教授、特別招聘教授、客員教授、非常勤講師に関する規程は、別に定める。

(学 長)

第64条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第65条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 2 前項の命によりつかさどる校務その他副学長の職務に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長、言語教育研究センター長、松下図書・情報センター長、国際大学研究所長、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター所長)

第66条 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

- 2 言語教育研究センター長は、言語教育研究センターに関する校務をつかさどる。
- 3 松下図書・情報センター長は、松下図書・情報センターに関する校務をつかさどる。
- 4 国際大学研究所長は、国際大学研究所に関する校務をつかさどる。
- 5 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター所長は、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの校務をつかさどる。

(副研究科長、言語教育研究センター副長、国際大学研究所副所長)

第66条の2 副研究科長は、研究科長の職務を助け、研究科長に事故あるときは、その職務を代理し、研究科長が欠けたときは、その職務を行う。

- 2 言語教育研究センター副センター長は、センター長の職務を助け、センター長に事故あるときは、その職務を代理し、センター長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 国際大学研究所副所長は、所長の職務を助け、所長に事故あるときは、その職務を代理し、所長が欠けたときは、その職務を行う。

(教 授)

第67条 教授は、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(准教授)

第68条 准教授は、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(講師)

第69条 講師は、教育上、研究上又は実務上の十分な知識及び能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(助教)

第70条 助教は、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(助手)

第71条 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(事務職員)

第72条 事務職員は、庶務、会計、学務、図書等の職務に従事する。

(技術職員)

第73条 技術職員は、技術及び施設の保守、管理の職務に従事する。

(事務組織)

第74条 本学の事務を処理するため事務組織を置く。

2 事務組織に関する規程は、別に定める。

## 第15章 運営組織

第75条 削除

第76条 削除

(運営委員会)

第77条 本学に学長を補佐するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、学長が大学の運営を遂行する上で必要と認める事項について、企画立案及び学内調整を行う。

3 運営委員会について必要な事項は、別に定める。

(研究科教授会)

第78条 大学院各研究科に、研究科教授会(本学則において「教授会」という。)を置く。

2 教授会は、別に定めのある場合を除き、研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(教授会の審議事項)

第79条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及びその求めに応じ、意見を述べるものとする。

3 前二項の教授会が意見を述べる事項及び教授会の意見を聴くことが必要な事項、及びその他の教授会の運営に必要な事項については、別に定める。

## 第16章 その他

(細 則)

第80条 本学則に関し必要な細則は、別に定める。

(改廃手続き)

第81条 本学則の改廃は、学校法人国際大学理事会において決定する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、昭和60年11月20日から施行し、昭和60年9月1日から適用する。

ただし、第7条の改正については、昭和61年4月1日から適用する。

2 学生定員のうち総定員については、改正後の第7条の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までの間、200を150と読みかえる。

3 昭和60年8月31日に現に在学する学生（休学者を除く）については、改正後の第11条、第26条、第27条、第30条、第31条、第32条及び第43条の規定にかかわらず、なお従前の規定の定めるところによる。

附 則

本学則改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、平成4年3月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則改正は、平成4年9月1日から施行する。
- 2 平成4年8月31日に現に在学する学生については、改正後の第26条、第27条、第30条、第31条及び第32条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

- 1 本学則改正は、平成5年9月1日から施行する。
- 2 平成5年8月31日に現に在学する学生については、改正後の第30条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

本学則改正は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則改正は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前に入学し、平成7年8月31日に現に在学する学生については、改正後の第6条、第28条、第29条、第32条、第33条、第34条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条及び第50条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

- 1 本学則改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、平成9年3月31日までの間、国際関係学研究科は150を175、国際経営学研究科は150を125と読みかえる。

附 則

- 1 本学則改正は、平成8年9月1日から施行する。
- 2 平成8年8月31日に現に在学する学生については、改正後の第29条及び第32条第1項の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

本学則改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則改正は、平成10年9月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前に入学し、平成10年8月31日に現に在学する学生については、改正後の第28条、第33条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

本学則改正は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、平成12年11月1日から施行し、平成13年9月1日から適用する。

附 則

- 1 本学則改正は、平成13年9月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に入学し、平成13年8月31日に現に在学する学生については、改正後の第28条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

- 1 本学則改正は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 平成14年8月31日以前に入学した学生については、改正後の第32条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

本学則改正は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則改正は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 平成17年8月31日以前に入学し、平成17年9月1日に現に在学する学生については、改正後の第28条、第46条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

本学則改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則改正は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則改正は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 平成21年9月1日に現に在学する学生については、改正後の第28条、第46条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

- 1 本学則改正は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 平成22年9月1日に現に在学する学生については、改正後の第28条、第32条、第46条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

- 1 本学則改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、国際関係学研究科は200を175と読みかえる。

附 則

本学則改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則改正は、平成24年5月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成24年9月1日に現に在学する学生については、改正後の第28条、第32条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

- 1 本学則改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、国際関係学研究科は250を225と読みかえる。

附 則

- 1 本学則改正は、平成25年9月1日から施行し、第28条、第32条、第46条の改正は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成25年9月1日に在学する学生については、改正後の第28条、第32条、第46条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

本学則改正は、2014年4月1日から施行する。

(言語教育研究センターの設置に伴う改正)

(副研究科長、言語教育研究センター副センター長、国際大学研究所副所長の位置づけの明文化)

附 則

本学則改正は、2014年9月1日から施行する。

(付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

- 1 本学則改正は、2015年4月1日から施行する。  
(国際経営学研究科の定員増による改正)  
(学校教育法等の改正に伴う内部規則等の見直しによる改正)  
(付表 授業科目と単位数の改正)
- 2 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、2016年3月31日までの間、国際経営学研究科は180を165と読みかえる。

附 則

本学則改正は、2015年9月1日から施行する。  
(博士後期課程の設置による改正)  
(付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

本学則改正は、2016年4月1日から施行する。  
(付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

本学則改正は、2016年9月1日から施行する。  
(付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

本学則改正は、2017年4月1日から施行する。  
(付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

本学則改正は、2017年9月1日から施行する。  
(付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

- 1 本学則改正は、2018年4月1日から施行する。
- 2 2018年3月31日以前に入学し、2018年4月1日に在学する学生については、改正後の第28条、第29条、第32条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

本学則改正は、2018年9月1日から施行する。  
(授業科目の履修区分及び付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

- 1 本学則改正は、2019年4月1日から施行する。

(国際関係学研究科の定員変更による改正)

(修士課程の履修課程及び付表 授業科目と単位数の改正)

2 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、2020年3月31日までの間、国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程は220を235と読みかえる。

附 則

1 本学則改正は、2019年9月1日から施行する。

(教職員の種類、修士課程の履修課程等及び付表 授業科目と単位数の改正)

2 2019年8月31日以前に入学し、2019年9月1日に現に在学する学生については、改正後の第28条、第32条、第46条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

1 本学則改正は、2020年4月1日から施行する。

(国際経営学研究科の定員変更による改正)

(付表 授業科目と単位数の改正)

2 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、2021年3月31日までの間、国際経営学研究科国際経営学専攻修士課程は150を165と読みかえる。

附 則

1 本学則改正は、2020年9月1日から施行する。

(入学の時期、学籍異動関係条項の見直し及び博士後期課程修了の要件の改正等並びに大学院授業科目の見直しに伴う付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

1 本学則改正は、2021年4月1日から施行する。

(修士課程の履修課程及び関連条項の改正並びに付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

1 本学則改正は、2021年9月1日から施行する。

(修士課程の履修課程、修士課程の修了要件及び学位の改正並びに付表 授業科目と単位数の改正)

2 2022年8月31日以前に入学した学生については、改正後の第28条、第32条、第46条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

1 本学則改正は、2022年9月1日から施行する。

(付表 授業科目と単位数の改正)

附 則

1 本学則改正は、2023年9月1日から施行する。

(付表 授業科目と単位数の一部改正)

附 則

- 1 本学則改正は、2024年9月1日から施行する。  
(付表 授業科目と単位数の一部改正)

附 則

- 1 本学則改正は、2025年9月1日から施行する。  
(付表 授業科目と単位数の一部改正)

付表

## 授業科目と単位数

(1) 国際関係学研究所

a. 国際関係学専攻 修士課程

授業科目	単位数 (各学期)
マクロ経済学セミナー	2
農業開発と資源収入管理	2
アメリカ対外政策論	2
開発政策・プログラムの分析	2
応用計量経済学	2
行政学-アジアの視点から-	2
中国外交論	2
比較政治論	2
現代世界政治論	2
費用便益分析	2
クロスセクション・パネルデータ分析	2
データ分析と機械学習	1
開発経済学	2
開発政策とグローバル化	2
外交と国家	2
計量経済学	2
環境・医療経済学	2
基礎経済学	2
進化する開発パラダイムと国際開発機関の援助政策の変遷	2
金融市場と金融規制	1
対外政策決定論	2
資本主義の行方	1
新時代の地政学	1
グローバルマーケットセミナー	1
国際政治経済史	2
国際関係史	2
人権問題	2
産業組織論と政策分析	2
不平等と貧困：測定と応用	2
情報政策管理	2
制度・戦略的行動と経済発展	2
国際紛争処理と平和構築	2
国際金融論	2
国際法	2
実践的国際法	1
国際機構論	2
国際政治経済論	2
国際政治学	2
日本の国際関係と外交政策	2
ユーラシアにおける国際関係	2
国際貿易論	2
政策分析入門	2

政策モデリング入門	2
アフリカ開発の課題	2
日本の開発協力の実践	2
日本政府と政治	2
日本の国際協力政策	2
日本の教育システム	2
労働経済学	2
公的部門のリーダーシップ	2
地方自治体と公共サービス	2
マクロ経済モデル分析論	2
上級マクロ経済学：政策分析	2
マクロ経済学 I：所得理論	2
マクロ経済学 II：景気循環と成長理論	2
公共組織経営	2
経済数学と数値計算	2
ミクロ経済学 I：価格理論	2
ミクロ経済学 II：戦略的行動と情報分析	2
世界の中の近代日本	2
金融経済論と政策分析	2
開発途上国の金融政策	2
パフォーマンス・マネジメント	2
政策評価論	2
政治制度とガバナンス	2
政治理論	2
日本近代化の政治経済史	2
戦後の日本政治	2
行政学	2
財政学	2
公的予算と財務	2
公共セクターの人的資源管理論	2
公共組織論	2
公共政策プロセス	2
質的研究方法論	2
リサーチ方法論	2
経済開発における政府と起業家の役割	2
安全保障と戦略：国家と国際関係からの視点	2
統計学	2
サーベイ・データ分析	1
時系列分析	2
現代中国論	1
特別演習 I	2
特別演習 II	2
特別演習 III	2
リサーチ・セミナー I	1
リサーチ・セミナー II	1
Academic English I	1
Academic English II	1
Academic English Literacy	1
English for Professional Communications	1

English for Research Writing	1
English for Thesis Writing	1
上級日本語Ⅰ	1
上級日本語Ⅱ	1
上級日本語Ⅲ	1
上級日本語Ⅳ	1
上級日本語Ⅴ	1
上級日本語Ⅵ	1
基礎日本語Ⅰ	0.5
基礎日本語Ⅱ	0.5
基礎日本語Ⅲ	0.5
基礎日本語Ⅳ	0.5
基礎日本語Ⅴ	0.5
基礎日本語Ⅵ	0.5
初級日本語Ⅰ	1
初級日本語Ⅱ	1
初級日本語Ⅲ	1
中級日本語Ⅰ	1
中級日本語Ⅱ	1
中級日本語Ⅲ	1
易しい日本語	0
中上級日本語Ⅰ	1
中上級日本語Ⅱ	1
中上級日本語Ⅲ	1

b. 国際関係学専攻 博士後期課程

授業科目	単位数
(国際関係学クラスター)	
国際安全保障特論	2
国際政治経済学特論	2
国際関係論の諸理論特論	2
(経済学クラスター)	
計量経済学特論	2
マクロ経済学特論	2
ミクロ経済学特論	2
(公共経営学クラスター)	
政治とガバナンス特論	2
公共経営学特論	2
公共政策プロセス特論	2
博士論文特別演習Ⅰ	3
博士論文特別演習Ⅱ	3
博士論文特別演習Ⅲ	3

## (2) 国際経営学研究科

授 業 科 目	単位数 (各学期)
広告戦略	2
日本の農業ビジネスと農政	1
ビジネスのための人工知能	2
応用計量経済学	2
ビッグデータ分析	2
デジタルイノベーションのためのビジネス分析	1
ビジネス・コア	2
ビジネスに役立つ意思決定と業績評価	2
新興市場戦略論	2
消費者行動	2
企業財務	2
企業の社会的責任(CSR)論	1
技術革新とデジタルの時代における企業戦略論	2
クロスセクション・パネルデータ分析	2
顧客関係管理 (CRM)	2
Pythonによるデータ分析	2
データ分析によるビジネス支援	2
データドリブン組織	2
デジタル・プラットフォームとデジタル・ビジネス・モデル	2
デジタル・サプライ・チェーン・マネジメント	2
官民におけるDXの実践	1
計量経済学	2
エネルギー政策とビジネスリーダーシップ	2
起業とベンチャーファイナンス	2
起業家精神と小事業開発	2
新興市場戦略論	2
基礎経済学	2
デジタルビジネスの倫理・法・社会的諸側面	1
フィールド・スタディー	4
ファイナンスとフィンテック	2
財務会計学	2
財務諸表と経営分析	2
デジタル時代のグローバル戦略	1
人的資源管理とタレント・マネジメント	2
情報政策管理	2
インターナショナル・キャリア開発	1
国際金融論	2
国際経営	2
日本的経営と企業統治	2
日本社会のデジタル・トランスフォーメーション	1
日本の主要産業と人事手法	2
リーダーシップ	2
リーダーシップ・ブートキャンプ	1
機械学習とビジネスにおけるテキスト分析	2
マクロ経済学 I : 所得理論	2

デジタル・トランスフォーメーションのマネジメント	2
公共組織経営	2
マーケティング・インテリジェンス	2
マーケティング・マネジメント	2
マーケティング・リサーチ	2
日本のものづくり経営	2
交渉戦略	1
新規事業創出とベンチャー	1
オペレーションズ・マネジメント	2
組織行動論	2
ポートフォリオ・マネジメント	2
エネルギー転換の実装と挑戦	1
製品革新と開発戦略	2
プロジェクトファイナンスと官民連携 (PPPs)	1
リサーチ方法論	2
レジリエントな情報システムデザインとマネジメント	2
リスク・マネジメント	2
サービス・マネジメント	2
日本の中小企業	2
スマートシティ	2
経営戦略	2
デジタル・ディスラプションの戦略論	2
戦略シミュレーション	1
サステナビリティ・トランスフォーメーション戦略	2
サステナブルファイナンスと投資	2
特別演習 I	2
特別演習 II	2
特別演習 III	2
リサーチ・セミナー I	1
リサーチ・セミナー II	1
Academic English I	1
Academic English II	1
Academic English Literacy	1
English for Professional Communications	1
English for Research Writing	1
English for Thesis Writing	1
上級日本語 I	1
上級日本語 II	1
上級日本語 III	1
上級日本語 IV	1
上級日本語 V	1
上級日本語 VI	1
基礎日本語 I	0.5
基礎日本語 II	0.5
基礎日本語 III	0.5
基礎日本語 IV	0.5
基礎日本語 V	0.5
基礎日本語 VI	0.5

初級日本語 I	1
初級日本語 II	1
初級日本語 III	1
中級日本語 I	1
中級日本語 II	1
中級日本語 III	1
易しい日本語	0
中上級日本語 I	1
中上級日本語 II	1
中上級日本語 III	1